

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく基幹的な農道の指定 について

令和4年1月27日付け3農振第2159号 農林水産省農村振興局長通知

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第16条第1項及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する基幹的な農道については「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について」（令和3年12月16日付け3農振第1881号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）に定めたところであるが、この度、次官通知の別紙の第1の3に基づき、過疎地域における基幹的な農道の取扱いについて別紙のとおり定めたので、御了知いただくとともに、円滑かつ的確な運用に御配慮願いたい。

なお、本通知の施行により、「過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹的な農道の指定について」（平成13年1月5日付け12構改D第948号農林水産省構造改善局長通知）は、廃止する。

## 別紙

### 第1 基幹的な農道の要件

基幹的な農道は、次官通知の別紙の第1の1の(1)に定めるもののほか、次の要件を満たすものとする。

- 1 基幹的な農道は、法第2条に定める過疎地域であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に定める農用地区域を主たる対象とすること。
- 2 基幹的な農道は、農業生産の近代化、農産物の流通の合理化及び農村の生活環境の整備に資するものであって、次の各号に該当するものであること。
  - (1) 将来、一つの営農団地を育成すべく計画的に整備する地域内の農道網の幹線的農道であること。
  - (2) 自動車交通量の過半が農業に係るものであること。
  - (3) 事業完了後の管理については、整備目的に即して関係市町村が行うことが確実であること。

### 第2 基幹的な農道の指定

#### 1 指定の申請

都道府県知事は、基幹的な農道として指定を受けようとするときは、指定申請書を別記様式第1号により当該事業を新たに実施しようとする年度の前年度の11月末日までに地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由して農林水産大臣に、北海道にあっては直接、農林水産大臣に提出するものとする。

なお、令和3年度継続地区及び新規採択地区において、新たに基幹的な農道として指定を受けようとするときは、過疎地域持続的発展計画を定めた後、速やかに基幹的な農道の指定申請書を提出するものとする。

#### 2 指定申請の進達

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、指定申請書を受理したとき、別記様式第2号により意見を添えて当該指定申請書を農林水産大臣に進達するものとする。

#### 3 基幹的な農道の指定

農林水産大臣は、指定申請書について審査を行い、基幹的な農道として指定することが適当であると認めるときは、基幹的な農道として指定するとともに、北海道にあっては直接、都道府県にあっては地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

### 第3 基幹的な農道の指定変更

#### 1 指定変更の申請

都道府県知事は、既に基幹的な農道として指定を受けているものについて、指定の変

更を受けようとするときは、別記様式第3号により、変更を希望する年度の前年度の11月末日までに地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農林水産大臣に、北海道にあっては直接、農林水産大臣に提出するものとする。

## 2 指定変更申請の進達

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、指定変更申請書を受理したときは、別記様式第4号により意見を添えて当該指定変更申請書を農林水産大臣に進達するものとする。

## 3 基幹的な農道の指定変更

農林水産大臣は、指定変更申請書について審査を行い、基幹的な農道として指定を変更することが適当であると認めるときは、基幹的な農道として指定変更するとともに、北海道にあっては直接、都府県にあっては地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

## 附則

過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹的な農道の指定について（平成13年1月5日付け12構改D第948号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、令和3年11月末日までに農林水産大臣に提出した基幹的な農道の指定又は指定の変更の申請は、なお従前の例による。

別 記

様式第 1 号 (第 2 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

基幹的な農道の指定申請について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記の農道を基幹的な農道として指定を受けたいので、申請する。

記

- |   |                       |           |             |
|---|-----------------------|-----------|-------------|
| 1 | 関 係 市 町 村 名           | ○ ○       | 市<br>町<br>村 |
| 2 | 地 区 名                 | 「 」       | 地区          |
| 3 | 受 益 面 積               | ○ ○ ○     | ha          |
| 4 | 総 事 業 費               | ○ ○ ○     | 千円          |
| 5 | 総 事 業 量 ( 延 長 )       | ○ ○ ○     | m           |
| 6 | 車 道 幅 員               | ○ . ○     | m           |
|   | ( 全 幅 員 )             | ( ○ . ○ ) | m           |
| 7 | 基幹的な農道として指定を受けようとする理由 |           |             |

様式第 2 号 (第 2 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長  
沖縄総合事務局長

基幹的な農道の指定申請について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定に基づき、都府県知事から下記のとおり基幹的な農道として指定を受けたい旨申請があったので、進達します。

記

基幹的な農道指定申請地区

都府県名	地区名	関係市 町村名	受益面積	総事業費	総事業量	車道幅員 (全幅員)	審査意見
			(ha)	(千円)	(m)	(m) ( )	
						( )	
						( )	
						( )	

様式第3号（第3関係）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

基幹的な農道の指定変更申請について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき【元号】〇〇年〇月〇日付け【文書番号】をもって指定のあった基幹的な農道について下記のとおり指定変更を申請する。

記

区 分	変 更 後	変 更 前
1 関 係 市 町 村 名	〇 〇 市 町 村	〇 〇 市 町 村
2 地 区 名	「 」 地区	「 」 地区
3 受 益 面 積	〇 〇 〇 ha	〇 〇 〇 ha
4 総 事 業 費	〇 〇 〇 千円	〇 〇 〇 千円
5 総 事 業 量 ( 延 長 )	〇 〇 〇 m	〇 〇 〇 m
6 車 道 幅 員	〇 . 〇 m	〇 . 〇 m
( 全 幅 員 )	( 〇 . 〇 ) m	( 〇 . 〇 ) m

7 基幹的な農道の指定変更を受けようとする理由

様式第4号（第3関係）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長  
沖縄総合事務局長

基幹的な農道の指定変更申請について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき、すでに指定した基幹的な農道について、都府県知事から下記のとおり指定変更受けた旨申請があったので、進達します。

記

基幹的な農道指定変更申請地区

都府 県名	区 分	地区名	関係市 町村名	受益面積	総事業費	総事業量	車道幅員 (全幅員)	審査意見
	変更後 変更前			(ha)	(千円)	(m)	(m) ( )	
	変更後 変更前						( )	